郵政民営化委員会(第131回)議事要旨

日 時:平成27年3月26日(木)9:30~10:20

場 所:永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者:增田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員

金融庁 中島総務企画局参事官

氷見野監督局審議官、伊野郵便貯金・保険監督総括参事官

総務省 菱沼郵政行政部貯金保険課長

日本郵便株式会社 鶴田執行役員

1. 概要

① 郵政民営化法第 120 条第 1 項第 8 号及び第 149 条第 1 項第 8 号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について金融庁及び総務省より説明を聴取し、意見の取りまとめが行われた。

- ② かんぽ生命保険の新規業務について、意見募集の結果報告、金融庁・総務省からのヒア リング及び論点整理が行われた。
- ③ デジタルメッセージサービスについて日本郵便株式会社から説明があり、質疑応答が行われた。

2. 委員会での説明・意見等

(1) 説明の概要

- 郵政民営化法第 120 条第 1 項第 8 号及び第 149 条第 1 項第 8 号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について【資料 131-1-1~2】
 - ・ 会社法の一部改正(平成27年5月1日施行)により、監査等委員会設置会社が創設されるとともに、委員会設置会社の名称が「指名委員会等設置会社」に改められることに伴い、銀行法施行規則等を改正し、主務大臣である内閣総理大臣への届出事項等に関する規定の整備を行うこととしている。
 - ・ 上記改正を踏まえ、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」を改正し、郵政民営化法における主務大臣(内閣総理大臣・総務大臣)への届出事項の規定の整備を行おうとするものである。
- 株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について【資料 131-2-1~4】
 - 事務局から、平成27年2月23日から3月16日まで実施した意見募集の結果の概要が報告された。
 - 金融庁及び総務省から、それぞれ、郵政民営化法等の関係法令に基づき審査を行っているが、現在のところ特段問題はない旨の説明があった。
- の デジタルメッセージサービスについて【資料 131-3】
 - ・ 個人番号カード等により受取人(利用者)の確認を行った後、受取人が指定した 機関が日本郵便で管理するサーバーに通知をアップロードし、受取人が閲覧すると いうサービスを想定している。
 - ・ 平成 27 年度には試行的にサービスを開始したいと思っているが、具体的なサービ

ス内容や時期等は未定である。

(2) 委員からの意見等

- 〇 郵政民営化法第 120 条第 1 項第 8 号及び第 149 条第 1 項第 8 号の規定に基づく内閣 府令・総務省令案関係
 - ・ 案のとおり改正することが適当との意見を金融庁長官及び総務大臣宛てに提出することとなった。
- O デジタルメッセージサービスについて
 - デンマークにおけるデジタルメッセージサービスの普及状況は。
 - (⇒ 原則として政府が発行する書類はこのサービスを利用して通知している。)
 - 郵便のユニバーサルサービスの提供に影響を与えるのではないか。
 - (⇒ 義務的な通知等が電子媒体を用いたものに移行していく大きな流れの中で、 紙とデジタルのメディアミックスにより、それぞれの良い面を提供していきたい。)
 - ・ 類似のシステムが並立・乱立するのではなくて、公共に開かれた共通インフラを 整備するという考え方もあるのではないか。
 - (⇒ 仮にシステムが複数あっても I D連携ができれば、シームレスな利用が可能となって、並立の弊害を避けることができると思う。)
 - どのようなところと連携していこうと考えているのか。
 - (⇒ 自治体、公営企業、金融機関等が考えられる。総務省が実施している実証 事業にも参加していく。)

以上

(注)議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。